

★収入のない方にオススメの提出方法(申告書の種類:市民税・県民税兼国民健康保険税申告書)

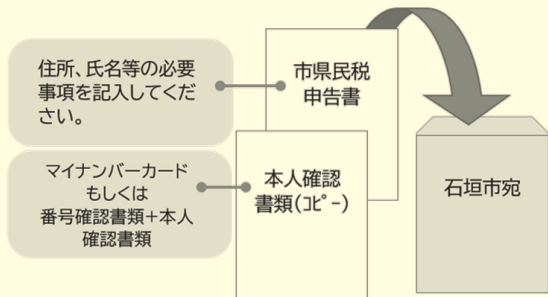
郵送での提出について

問合せ先:石垣市役所税務課(0980-87-9025)

申告会場混雑緩和のため、郵送による申告書の提出にご協力ください

下記に該当する方は「市県民税の申告書」と「マイナンバーカード(両面)の写し」または「番号確認書類(通知カード、個人番号記載の住民票)の写しと本人確認書類(運転免許証等)の写し」で申告できます。

- ・遺族年金や障害年金を受給していた
- ・市外在住の親族が年末調整や確定申告、市県民税の申告で扶養親族として申告している
- ・傷病手当や雇用保険等を受給していた
- ・預貯金等で生活していた
- ・収入がなく、援助を受けて生活していた



※郵送で申告した場合は、申告受付書(控え)をお渡ししておりません。ご希望の方は、返信用封筒(宛名記入の上、110円切手貼付)を同封してご郵送ください。

【送付先】
〒907-8501 石垣市真栄里 672 番地
石垣市役所 税務課 市民税係 行

受付締切日：令和7年3月17日(月) 消印有効

★収入のある方にオススメの提出方法(申告書の種類:確定申告書)

e-Tax(電子申告)での提出について

問合せ先:石垣税務署(0980-82-8352)

スマホとマイナンバーカードでe-Tax！～

- ▶ スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。
- ▶ マイナポータル連携をすると、医療費、生命保険、ふるさと納税等のデータを申告書へ自動で入力することができます。
※マイナポータルに連携している発行主体の証明書が対象



「確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！」 ※メンテナンス時間を除きます

確定申告に関する税務相談は

チャットボット をご利用ください！

国税庁ホームページにおいて、令和6年分の確定申告に関する税務相談ができます。

どんなことが相談できるの？

- ▶ 所得税の確定申告では、「医療費控除」や「住宅ローン控除」など各種控除のほか、株式の配当金や副業で得た収入の申告に関する質問など、所得税全般のご相談をさせていただくことができます。
- ▶ e-Tax やスマホ申告を含む確定申告書等作成コーナーの事前準備の案内やエラーの対処方法などについて、ご相談いただけます。
- ▶ 詳しい相談範囲については、国税庁ホームページをご覧ください。



税務相談チャットボットはこちらから

電話相談センターのご案内

確定申告時期においては、音声案内で番号「0」を選択していただくと、「確定申告電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

☎ 0980-82-3074

＼ 市県民税の申告がはじまります ／

令和7年度 市民税・県民税兼国民健康保険税申告の手引き

受付期間 | 令和7年2月17日(月) ▶▶▶ 3月17日(月) ※土日祝日を除く

受付時間 | (午前) 9:00 ~ 11:30 / (午後) 1:00 ~ 4:00

受付会場 | 石垣市役所 1階 コミュニティルーム

申告に必要なもの

○ 申告書

- ▶ 会場での待ち時間を短くするために、申告書はご自宅で記入してください。

○ 本人確認ができる書類(個人番号(マイナンバー)確認+身元確認)(注)

- ▶ マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードで個人番号と身元の確認ができます。
- ▶ マイナンバーカードをお持ちでない方は、個人番号確認の書類(通知カード、個人番号記載の住民票)と、身元確認の書類(運転免許証、健康保険証等)で確認します。
※通知カードの住所と現住所が異なる場合は、個人番号確認の書類として取扱いできません。

○ 収入のわかるもの(昨年中の収入分)

- ▶ 給与・年金収入の方は、源泉徴収票を持参してください。
- ▶ 営業・漁業・農業・不動産等の収入の方は、収入金額・必要経費の領収書等の書類・帳簿等を持参してください。
 - ▶ 減価償却費を計上するときは、物品名・購入日・金額等が明記された領収書を提示してください。
 - ▶ 不動産収入のある方で、固定資産税を経費に計上するときは、「固定資産税の納税通知書」もしくは「公課証明書」(税務課にて1枚:300円で発行)が必要です。
 - ▶ 収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年間、領収書等の書類は5年間保存する必要があります。

○ 各種控除の証明書・領収書

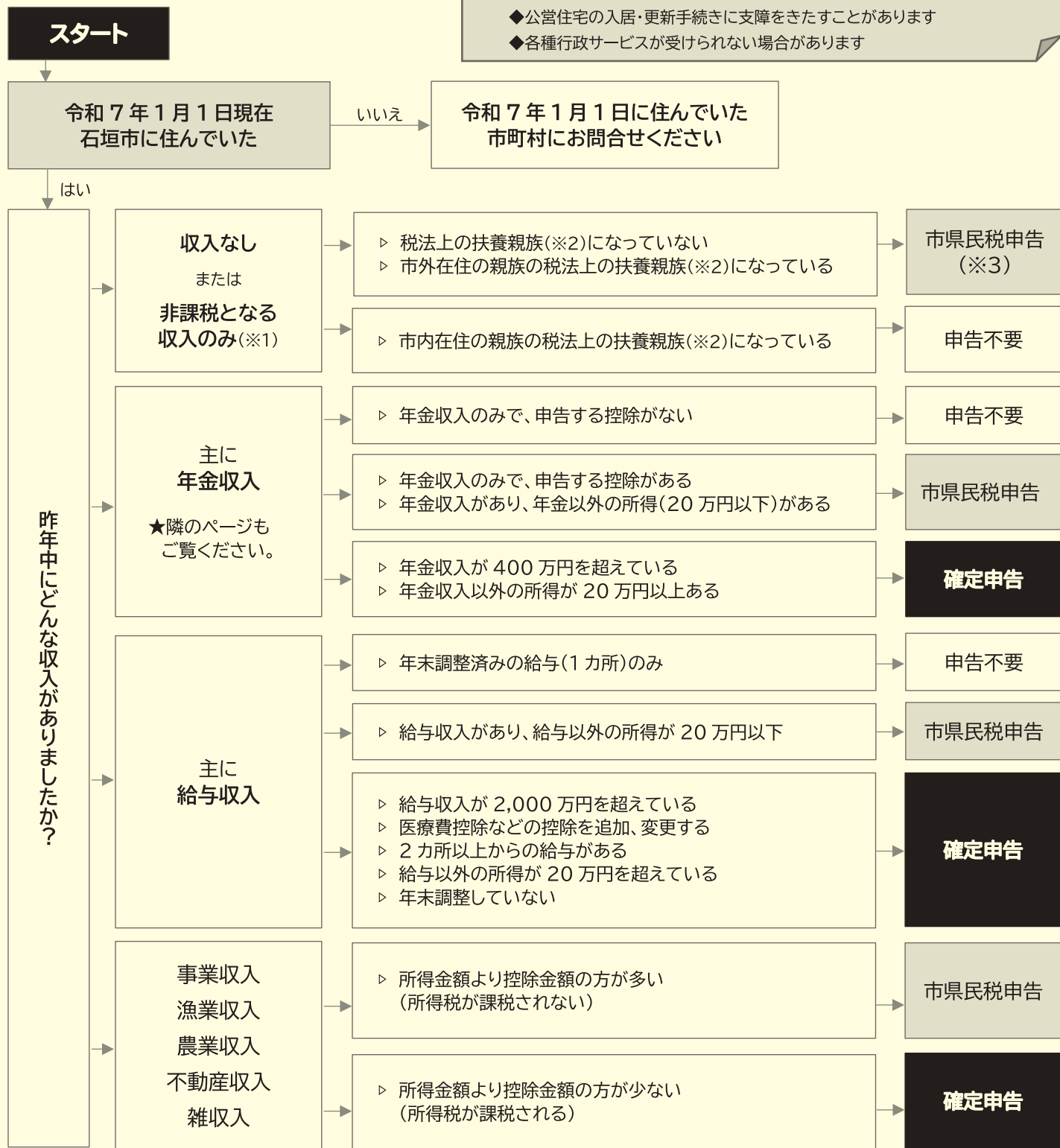
- ▶ 各種控除を受ける方は、下記の証明書等の提示が必要です。
 - ▶ 社会保険料控除を受ける方は、納付証明書、領収書等
 - ▶ 小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方は、支払証明書、控除証明書等
 - ▶ 障害者控除を受ける方は、「障害者手帳」または「障害者控除対象者認定書」(介護長寿課にて発行)
 - ▶ 扶養に入れる方がいる場合は、その方の個人番号確認の書類(マイナンバーカード、通知カード、個人番号記載の住民票)
 - ▶ 医療費控除を受ける方は、同封の「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要です。
※ 医療保険者等から交付を受けた医療費通知に基づいて、『「医療費控除の明細書」の2医療費(上記1以外の明細)』の記載を省略する場合には、医療費通知の添付も必要となります。

(注) なりすまし等による個人番号の不正利用を防止するため、提示していただく必要があります。

例年、申告の最終週(3月10日から17日)は大変混雑し、長時間待ち(平均2時間)が予想されます。
●市県民税申告書の提出は市役所申告会場のほか、郵送でも提出可！
●確定申告書の提出は税務署、市役所申告会場のほか、郵送、パソコンやスマートフォンからも提出可！
詳しくは隣のページをご覧ください。

申告フローチャート

申告が必要かどうか、簡易的に判断できます。
確定申告する場合は、市県民税の申告は必要ありません。



※1. 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。

※2. 税法上の扶養親族とは、年末調整や確定申告、市県民税の申告で扶養親族として申告されている方です。健康保険制度の扶養とは異なります。

※3. 収入がない場合でも、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入者、税関係証明書が必要な方、公営団地等の手続きを要する方は必ず申告してください。また上記以外でも各種行政サービスを受ける場合に申告が必要な場合がありますので申告をおすすめします。

申告がないと、次のような影響があります

- ◆国民健康保険税や介護保険料、保育料が正しく計算されません
- ◆市県民税に関する証明書が発行できません
- ◆公営住宅の入居・更新手続きに支障をきたすことがあります
- ◆各種行政サービスが受けられない場合があります

<注意点>

上記で「市県民税申告」に該当する場合でも、下記に該当する方は石垣税務署で確定申告をする必要があります。
※ 石垣市役所では申告受付できません

- ・土地・株式等の譲渡所得がある方
- ・利子・配当所得がある方
- ・肉用牛売却所得(課税特例の対象)がある方
- ・青色申告をする方
- ・住宅借入金等特別控除を初めて受ける方

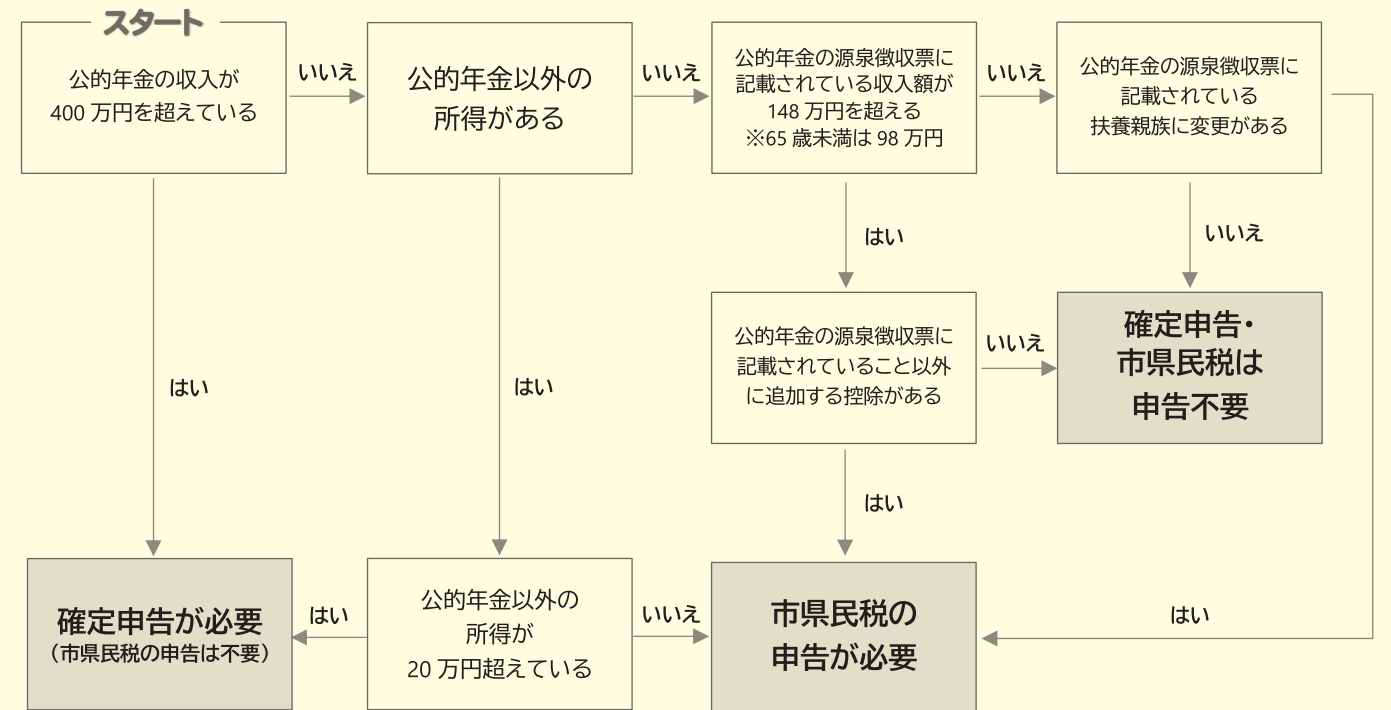
公的年金収入のある方へ(※ 障害年金、遺族年金は除く)

収入が公的年金(※障害年金、遺族年金除く)のみで、控除の追加がない方は 申告不要です。

公的年金の他に収入がある方、扶養や医療費等の控除を追加する方は、申告が必要です。

申告が必要か、公的年金収入がある方のフローチャートをぜひご活用ください。

公的年金収入(※障害年金、遺族年金除く)がある方の申告フローチャート



- ▶ 年金から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告をすることにより、税金が還付されることがあります。
- ▶ 遺族年金・障害年金のみを受給している方は、市県民税の申告が必要です。

石垣税務署 確定申告相談会場のご案内

国税庁では、パソコンやスマートフォン等を利用した自宅からの確定申告を推奨しています。また、申告相談が必要な場合は受付期間中にご来場ください。還付申告は、2 月 14 日(金)以前でも提出できます。

【受付期間】 令和 7 年 2 月 17 日(月) ～ 3 月 17 日(月) ※土日祝日除く

【受付時間】 午前 9:00～午後4:00 ※会場の混雑状況により、受付を早めに締め切る場合があります。

【受付会場】 石垣税務署 別館会議室 (石垣市字登野城 8 番地)

申告には入場整理券が必要です

- ① LINE での事前発行(相談日の 10 日前から 2 日(土日祝日を挟む時は 2 営業日)前まで取得できます)
- ② 石垣税務署での当日発行(8 時 30 分から当日のみ配布。配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります)

e-Tax・スマホ申告がオススメです

マイナンバーカードを利用して、パソコンやスマートフォンから申告を推奨しています。
さらに、マイナポータルと連携すれば医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することができるなど、確定申告書の作成がより便利になります。

【お問合せ先】 石垣税務署 ☎ 0980-82-3074 税務署